

母校の発展のために
力を合わせ応援しよう！

**最上中学校同窓会
令和7年度総会**



最上町立最上中学校同窓会事業報告

令和元年

12月11日 同窓会設立総会（最上町中央公民館みどりホール）

令和3年

3月11日 令和2年度最上中学校同窓会入会式（最上中学校多目的ホール）

令和4年

3月14日 令和3年度最上中学校同窓会入会式（最上中学校多目的ホール）

令和5年

3月 8日 令和4年度最上中学校同窓会入会式（最上中学校多目的ホール）

令和5年

8月10日 同窓会総会（最上町中央公民館大ホール）

令和6年

3月 8日 令和5年度最上中学校同窓会入会式（最上中学校多目的ホール）

令和6年

8月10日 同窓会総会（災害のため紙面開催）

令和7年

3月11日 令和6年度最上中学校同窓会入会式（最上中学校多目的ホール）

令和6年8月～7年7月末 最上町立最上中学校同窓会会費決算

◇ 収入

	項目	予算額	決算額	増減	備考
1	入会金	21,300	21,300	0	卒業生1人300円 R6入会：71名分21,300円
2	繰越金	549,695	549,397	-298	令和6年度会計より
3	繰入金	0	0	0	
4	補助金	0	0	0	
5	寄付金	0	0	0	
4	雑収入	0	250	250	預金利息
	合 計	570,995	570,947	-48	

◇ 支出

	項目	予算額	決算額	増減	備考
1	事業費	40,000	21,300	-18,700	R06卒業証書ホルダー購入
2	総務費	20,000	0	-20,000	
3	雑費	3,000	0	-3,000	
4	予備費	507,995	0	-507,995	今期末における繰入金を予備費に計上
	合 計	570,995	21,300	-549,695	

収入総額 支出総額 差引残高
 570,947 - 21,300 = 549,647
 円 円 円

残金の549,647円は、次期会計へ繰り越します。

以上、報告いたします。

令和7年7月10日

会計担当

幹事

板垣 由紀子

会 計 監 査 報 告 書

- 1 監 査 日 令和 7年 7月 / 5 日
- 2 監査場所 最上町役場 1階 教育文化課
- 3 監査書類 (1) 決算書
 (2) 預金通帳
 (3) 領収書綴り

4 監査結果

諸帳簿とも適正に整備されており、収入支出ともの確であることを認めます。

以上のとおり、御報告いたします。

令和 7年 8月 6 日

監 事

青 木 亨



最上町立最上中学校同窓会

会 長 下 山 邦 彦 様

最上中学校同窓会役員（令和7年8月～令和8年7月）（案）

会 長	下 山 邦 彦	大堀小学区
-----	---------	-------

副 会 長	岡 野 達 朗	最上中PTA会長
	小野寺 淳	最上中校長

幹 事	山 野 幸 悦	向町小学区
	板 垣 由紀子	教育文化課長
	本 間 勲	最上中教頭

評 議 員	板 垣 太 郎	瀬見小学区
	齊 藤 こづえ	大堀小学区
	大 沼 哲 也	月楯小学区
	深 田 浩 文	向町小学区
	菅 学	満沢小学区
	菅 慎一郎	東法田小学区
	高 橋 亘	富沢小学区
	佐 藤 亮 一	赤倉小学区
	柴 崎 喜 吉	東法田小学区
	大 場 かおり	赤倉小学区

監 事	青 木 亨	富沢小学区
-----	-------	-------

顧 問	高 橋 重 美	町長
	笠 原 正 三	教育長

※会則第8条「役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。任期満了と雖も後任者の就任までその職を継続する。」に則り、充て職以外は継続。

最上町立最上中学校同窓会事業計画（案）

令和 7 年

8 月 6 日 同窓会総会（最上町中央公民館みどりホール）

令和 7 年

8 月 3 0 日 最上中学校文化祭（最上町中央公民館大ホール）

令和 8 年

3 月 1 1 日 令和 7 年度最上中学校同窓会入会式（最上中学校多目的ホール）

上記の計画に沿って、支援事業等を実施してまいります。
また最上中学校創立 5 0 周年（令和 17 年度）に向けた事業計画案
につきましては、今後検討させていただくこととします。

令和7年8月～8年7月末 最上町立最上中学校同窓会予算(案)

◇ 収入

	項目	今期予算額	昨期予算額	増減	備考
1	入会金	15,000	21,300	-6,300	卒業生1人300円 R7: 50名分
2	繰越金	549,647	549,695	-48	
3	繰入金	0	0	0	
4	補助金	0	0	0	
5	寄付金	0	0	0	
6	雑収入	0	0	0	
	合 計	564,647	570,995	-6,348	

◇ 支出

	項目	今期予算額	昨期予算額	増減	備考
1	事業費	40,000	40,000	0	総会運営費、支援事業費等
2	総務費	20,000	20,000	0	通信費、会議費等
3	雑費	3,000	3,000	0	
4	予備費	501,647	507,995	6,348	
	合 計	564,647	570,995	6,348	

「予備費」につきましては、令和7年度の最上中学校創立40周年の係る事業に活用していく予定です。

山形県最上町立最上中学校同窓会会則

第1章 名 称

第1条 本会は山形県最上町立最上中学校同窓会と称する。

第2条 本会の事務局は山形県最上町立最上中学校（以下、「母校」という）に置く。但し会員の分布状況により支部を設けることができる。

第2章 目 的 と 事 業

第3条 本会は母校と連絡し会員相互の親睦をはかり、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 同窓生の活躍や母校の状況を知らせる活動
2. その他必要と認めたこと。

第3章 会 員

第5条 本会は最上中学校に在学した者および同校職員をもって会員とし、次の二種とする。

1. 正会員 母校卒業生および在学した者
2. 特別会員 母校職員および旧職員並びに旧最上町内中学校卒業生

第4章 総 会

第6条 総会は年に1回開き、総会に付する議事は次の通りとする。

1. 規約の改正
1. 予算、決算の承認
1. その他必要な事項

第5章 役 員

第7条 本会は次の役員を置く。

会長	1名	副会長	2名	幹事	若干名	評議員	若干名
監事	1名	顧問	若干名				

第8条 役員の選出および任期を次の通りとする。

会長は総会により選出され、副会長は会長が指名し総会の承認を得る。
幹事は会長が指名し、評議員および監事は総会において選出される。
役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。任期満了と雖も
後任者の就任までその職を継続する。

第9条 役員の任務は次の通りとする。

会 長 本会を総理する。

副会長 会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。

幹 事 会長の指揮を受け会務を処理する。

評議員 本会の重要な会務を審議する。また、緊急の場合は評議員会
を総会に代えることができる。

監 事 事業、事業に伴う経費及び会計を監査する。

顧 問 会長の諮問に応ずる。

第6章 会 計

第10条 本会の経費は次の収入で賄う。

1. 入会金

1. 寄付金

1. その他

第11条 新会員は入会金を納入するものとする。

第12条 本会の会計年度は前年の8月1日より当年7月31日までとする。

附 則 この規約は令和元年12月11日より効力を発する。